

この度は『Let's法規』をお買い求めいただきまして誠にありがとうございました。
誠に恐縮ですが、本書の内容に不備の点がございましたので、以下の正誤表にて訂正させていただきます。
また法の改正によって変更が生じた箇所も併せて訂正いたします。お手数ですが、つきあわせてご確認
頂けましたら幸いに存じます。試験にて勉強の成果を十分に発揮される事を、陰ながらお祈り申し上げます。

株式会社 集文社

『Let's法規』 正 誤 表

変更箇所	変更内容										
138 頁 下から 5 行目	【誤】④ ○ 建基令 121 条 1 項 4 号 (p) 同条 2 項 (p) 【正】④ ○ 建基令 121 条 1 項 5 号 (p) 同条 2 項 (p)										
138 頁 下から 1 行目	【誤】⑤ ○ 建基令 121 条 1 項 5 号ロ (p) 同条 2 項 (p) 【正】⑤ ○ 建基令 121 条 1 項 6 号ロ (p) 同条 2 項 (p)										
176 頁 下から 10～11 行目	【誤】② × 法別表 2 (ち) 項 2 号 ➡ 演芸場は、客席の部分の床面積の合計が 200 ㎡以上の場合、建築できない。 【正】② ○ 近隣商業地域では規模の制限はありません。										
223 頁 関係条文と解答③	【誤】③ × 建基法 48 条 2 項ただし書 (p) 同条 13 項 (p) ➡ 建基法 48 条 2 項ただし書による許可であり、同条 13 項により、建築審査会の同意が必要である。 【正】③ × 建基法 48 条 2 項ただし書 (p) 同条 13 項 (p) ➡ 建基法 48 条 2 項ただし書による許可であり、同条 14 項により、建築審査会の同意が必要である。										
228 頁 関係条文と解答②	【誤】② ○ 建基法 68 条の 5・1 項 (p) 【正】② ○ 建基法 68 条の 3・1 項 (p)										
228 頁 関係条文と解答③	【誤】③ ○ 建基法 68 条の 5 の 2・1 項 (p) 【正】③ ○ 建基法 68 条の 5 の 3・1 項 (p)										
271 頁 表	<p>【誤】</p> <p>都市計画の決定主体 (都計法 15 条、他) ▶①</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市計画の決定主体</th> <th>都市計画の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県知事</td> <td>(1) 都市計画区域の整備・開発・保全に関する都市計画。 (2) 区域区分に関する都市計画。 (3) 都市再開発方針等に関する都市計画。 (4) 臨港地区・歴史的風土特別保存地区・歴史的風土保存地区・緑地保全地区・流通業務地区・航空機騒音障害防止特別地区等に関する都市計画。 (5) 市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区・都市施設・根幹的都市施設として政令で定める都市計画。 (6) 市街地開発事業に関する都市計画。 (7) 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画。</td> </tr> <tr> <td>市町村¹⁾</td> <td>都道府県知事が定めるもの以外の都市計画 (用途地域・特別用途地区・高度地区・特定街区・防火地域・景観地区・風致地区・生産緑地等)。</td> </tr> <tr> <td>国土交通大臣</td> <td>2 以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画 (都計法 22 条)。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【正】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>市町村¹⁾</td> <td>都道府県知事が定めるもの以外の都市計画 (用途地域・特別用途地区・高度地区・特定街区・防火地域・<u>景観地区</u>・風致地区・生産緑地等)。</td> </tr> </tbody> </table>	都市計画の決定主体	都市計画の内容	都道府県知事	(1) 都市計画区域の整備・開発・保全に関する都市計画。 (2) 区域区分に関する都市計画。 (3) 都市再開発方針等に関する都市計画。 (4) 臨港地区・歴史的風土特別保存地区・歴史的風土保存地区・緑地保全地区・流通業務地区・航空機騒音障害防止特別地区等に関する都市計画。 (5) 市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区・都市施設・根幹的都市施設として政令で定める都市計画。 (6) 市街地開発事業に関する都市計画。 (7) 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画。	市町村 ¹⁾	都道府県知事が定めるもの以外の都市計画 (用途地域・特別用途地区・高度地区・特定街区・防火地域・景観地区・風致地区・生産緑地等)。	国土交通大臣	2 以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画 (都計法 22 条)。	市町村 ¹⁾	都道府県知事が定めるもの以外の都市計画 (用途地域・特別用途地区・高度地区・特定街区・防火地域・ <u>景観地区</u> ・風致地区・生産緑地等)。
都市計画の決定主体	都市計画の内容										
都道府県知事	(1) 都市計画区域の整備・開発・保全に関する都市計画。 (2) 区域区分に関する都市計画。 (3) 都市再開発方針等に関する都市計画。 (4) 臨港地区・歴史的風土特別保存地区・歴史的風土保存地区・緑地保全地区・流通業務地区・航空機騒音障害防止特別地区等に関する都市計画。 (5) 市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区・都市施設・根幹的都市施設として政令で定める都市計画。 (6) 市街地開発事業に関する都市計画。 (7) 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画。										
市町村 ¹⁾	都道府県知事が定めるもの以外の都市計画 (用途地域・特別用途地区・高度地区・特定街区・防火地域・景観地区・風致地区・生産緑地等)。										
国土交通大臣	2 以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画 (都計法 22 条)。										
市町村 ¹⁾	都道府県知事が定めるもの以外の都市計画 (用途地域・特別用途地区・高度地区・特定街区・防火地域・ <u>景観地区</u> ・風致地区・生産緑地等)。										